

令和2年度版 安全振興会のご案内



令和元年度高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品
(県立松陽高等学校 P.T.A. NEWS No.113)

保護者の皆様へ

安全振興会は、昭和52(1977)年に県立高等学校PTA連合会(以下 高P連)の事業の一つとして発足し、昭和56(1981)年に財団法人として設立された相互扶助の会です。見舞金の給付、学校安全の普及充実、修学奨励金の給付の3事業を行っています。

残念ながら、学校生活における災害はなかなかなくなりません。これらの災害の中には、勉学を中断しなければならぬケースもあり、災害に遭った生徒・保護者の経済的・精神的苦痛は計り知れないものがあります。学校管理下の災害の共済制度としては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが見舞金や医療費の給付を行っていますが、本会は同センターの給付金に上乗せる形で、死亡見舞金、障害見舞金、負傷等見舞金を給付し、さらに、独自に義歯見舞金、特別見舞金、供花料の給付を行っています。現在、本会の見舞金給付事業は、平成22(2010)年に成立した「PTA・青少年教育団体共済法」に基づき、文部科学省と県教育委員会の指導の下に実施しています。

入会の資格は県立高校、特別支援学校(高等部)及び中等教育学校の保護者であることとなっており、平成30(2018)年度には県立高校では、全日制・定時制の全校、通信制の1校及び中等教育学校の全校が加入しています。

安全振興会は、高P連と県立学校長会(以下 校長会)及び学識経験者等の代表者が評議員・理事・監事を構成して運営しており、安定した運営の継続と充実のために事業内容の見直しを適宜行っています。詳細は次の「安全振興会のあらし」をご覧ください。

新入生の保護者の皆様には、安全振興会の趣旨にご賛同をいただき、万一の災害に備えて多くの皆様にご加入いただきたいと思っております。また、在校生の保護者におかれましては、前年度同様引き続きご加入くださるようお願い申し上げます。

一般財団法人 **神奈川県立高等学校安全振興会**
〒231-0023 横浜市中区山下町1番地 シルクセンター326号室
電話 045-274-8189 / FAX 045-274-8190
<http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp>

安全振興会のあらまし

諸規則や事業内容の詳細はホームページをご覧ください。

I 共済（見舞金給付）

安全振興会の行う共済事業への加入者は生徒の保護者であり、共済の対象者は生徒です（保護者は含みません）。また、共済事業の種類は、日本スポーツ振興センター法施行令の規定による災害共済給付の対象となる学校管理下の災害による死亡見舞金・障害見舞金・負傷等見舞金・義歯見舞金・特別見舞金です。

※「独立行政法人日本スポーツ振興センター」については、「スポーツ振興センター」の略称を用います。

見舞金の種類、給付額、支給要件

死亡・障害・負傷等見舞金は、スポーツ振興センターの災害の認定に準じます。

■死亡見舞金：スポーツ振興センターの給付額の5割
最高額 15,000,000円

■障害見舞金：スポーツ振興センターの給付額の5割
最高額 20,000,000円

■負傷等見舞金：同一の事由による災害に対するセンターの医療費給付額が15,000円以上となったとき、スポーツ振興センターの給付額の5割

■義歯見舞金：学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴（しかほてつ）を受けた場合で、障害見舞金の対象とならない2本以下の歯科補綴の場合、1本あたり50,000円。

■特別見舞金：スポーツ振興センターの見舞金給付対象にならない特別な事情による災害で、課外活動に準ずる場合等で、かつ、死亡或いは障害の場合。理事会が給付を決定したとき、死亡見舞金、障害見舞金の額のそれぞれ5割を限度とします。

※平成31（2019）年3月31日以前に発生した災害については、死亡見舞金・障害見舞金はスポーツ振興センターの給付額の7割、負傷等見舞金は6割です。

学校管理下とは

見舞金給付の条件となる「学校管理下」は、スポーツ振興センター法施行令の規定に準じます。

- (1) 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
- (2) 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導（部活動等）を受けているとき。
- (3) 休憩時間中に学校にいるとき。その他、校長の指示または承認に基づいて学校にいるとき。
- (4) 通常の経路及び方法により通学するとき。
- (5) 以上の場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合。

共済期間、安全振興会の責任開始期

共済期間は、4月1日から当該年度末までの1年間です。ただし、期間途中で加入した場合については、加入日の翌日からとなります。

支給制限、時効

(1) 次のような場合は、見舞金の全部または一部の給付を行いません。詳細は共済規程によります。

ア 同一の負傷又は疾病に係る負傷等見舞金については、スポーツ振興センターの医療費の支給開始後、10年を経過したとき以降

イ 非常災害

ウ 災害が自己の故意又は重大な過失によるとき（中等教育学校の前期課程を除く）

(2) 見舞金の請求をする権利は、給付事由が生じた日から3年間行わないときは、消滅します。

加入手続き

学校を通して一括して安全振興会に申し込みをいただいております。個別の加入手続きではありませんので、ご注意ください。

共済掛金、会費

学校・課程の合計金額が、年間の支払額です。学校を通して一括して安全振興会に振込んでいただいております。（月々にすると100円以下で様々な補償が受けられることとなります。）

学校・課程	会費額			合計(円)
	純掛金	付加共済掛金	一般会費	
高等学校 全	719	361	120	1,200
定	360	180	60	600
通	108	54	18	180
中等教育学校	719	361	120	1,200

共済掛金＝純掛金＋付加共済掛金
会費＝共済掛金＋一般会費

※「高等学校 全」には、特別支援学校高等部を含みます。

※純掛金は各種見舞金に使うもので、それ以外には使いません。付加共済掛金は安全普及のために使われるものです。一般会費は、修学奨励金や供花料及び管理費に使われるものです。

※会員（保護者）が退会した場合は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金（純掛金＋付加共済掛金）から、手数料を差し引いた額を、学校を通じて返還します。

なお、「手数料」は500円とし、「手数料を差し引いた額」は10円未満を切り捨てて算出します。ただし、返金額が100円未満の場合、及び一般会費については返還しません。

※令和元年度より「会費減額制度」はなくなりました。

見舞金請求の手続き

災害に遭い、医療機関に掛かった場合、学校から関係書類を受取り、学校を通してスポーツ振興センターへ手続きをします。そして、スポーツ振興センターから医療費・見舞金が支給された後に、学校を通して安全振興会に各種見舞金の「支払請求書」を提出します。安全振興会は規程に従って給付額を決定し、会員（保護者）の口座に見舞金を振込みます。また、会員（保護者）と学校長宛ての見舞金支払通知書を学校に送付します。

負傷等見舞金の請求

スポーツ振興センターとの関係

医療費が37,500円の例

一般の窓口負担3割の場合
 $37,500円 \times 0.3 = 11,250円$



学校からの申請 → [スポーツ振興センター]

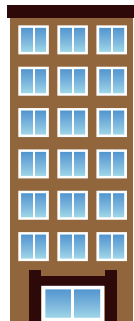
センター給付額

窓口負担額
 (医療費の3割)

センター付加支給分
 (医療費の1割)

合計 医療費の4割
 $37,500円 \times 0.4 = 15,000円$

[学校]



学校からの申請 → [安全振興会]

安全振興会給付額

センター給付額 (の合計) が
 15,000円以上で、その5割
 $15,000円 \times 0.5 = 7,500円$

[家庭]



平成31(2019)年4月1日以降に発生した災害で医療機関での窓口負担無しの場合にはここに注意！大幅に給付額が改善されることとなります。

窓口負担無しの場合、スポーツ振興センター給付額はセンター付加給付分である、医療費の1割のみが給付額となります。上の例では、その額が3,750円となります。この場合、安全振興会では、その額の4倍(3,750円×4=15,000円)をスポーツ振興センターの給付額とみなし、その額が15,000円をこえた場合、その5割(最低7,500円)を給付します。

※センター給付が1割かどうかは、各校に送られる医療費支払通知書の備考欄で確認できます。

見舞金の給付状況

平成30(2018)年度の見舞金給付状況は次のとおりです。

死亡見舞金	1件	19,600,000円
障害見舞金	4件	2,415,000円
負傷等見舞金	2,123件	87,168,100円
義歯見舞金	31件	1,950,000円
計	2,159件	111,133,100円

II 安全の普及充実の仕事

災害が起きてからの被害者の救済も大切ですが、その前に災害に遭わない、災害を起こさないことがより大切なことです。安全振興会は、生徒の安全意識の向上と学校安全及び安全な生活環境の整備を目指した事業を行っています。

1. 作文コンクールの実施

「安全又は健康」をテーマに、県立高校、特別支援学校高等部及び中等教育学校の生徒から広く作品を募ります。優れた作品は『安全振興会のご案内』等に掲載します。今年度の最優秀賞の2編を裏面に掲載しました。

2. ポスターコンクールの実施

安全推進月間キャンペーン用と作文コンクール募集用のポスターコンクールを、県高等学校文化連盟(以下 高文連)美術・工芸専門部に委託して、実施しています。優れた作品をポスターに作成し、各県立学校に配布しています。

3. 交通安全運動への協力

「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を推進する高P連と校長会の活動に協力し、補助金を交付します。

4. 各団体の健全育成及び安全啓発・対策事業等への協力

高P連、校長会、高文連、県高等学校体育連盟、県立高等学校定時制通信制教頭会の実施する健全育成及び安全啓発・対策事業等に協力し、補助金を交付します。

5. 『安全振興会報』の発行

年2回(9月・2月)安全振興会の事業内容の紹介や安全に関する情報の提供に努めます。

III 修学奨励金、供花料の給付

修学奨励金

学資の支弁が困難な者を対象に給付型の修学奨励金の給付を行います。詳細はホームページをご覧ください。

給付月額：6,000円(返還の必要なし)

採用人数：全県立高校の全・定・通課程につき各1名。

全中等教育学校各1名。

推薦と採用：他の奨学金の給付を受けていない者(貸与は可)で、各校長から推薦された生徒を採用します。

申請は学校を通して行います。締切は7月3日(金)です。

供花料

(1) 生徒が死亡した場合(学校管理下か否かは問いません)、100,000円を給付します。

※詳細は「運営規則」をご覧ください。

(2) 供花料請求の手続き

学校を通して、本会に供花料支払請求書を提出します。安全振興会は規程に従って供花料を会員(保護者)の口座に振込みます。会員(保護者)と学校長宛の供花料支払通知書を学校に送付します。

(3) 供花料の請求をする権利は、死亡した日から3年間行わないときは、消滅します。

個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」に従うものとします。

ご提出いただく個人情報につきましては、共済契約の管理及び審査、共済金の支払い及び当法人の事業のために使用され、それ以外には使用いたしません。

令和元年度作文コンクール

安全振興会では、生徒の皆さんの安全意識の向上を図るために、「安全」又は「健康」をテーマに作文コンクールを実施しています。今年度も素晴らしい作品が多数寄せられました。宮代哲彦委員長、萩元幸治副委員長、井上謙、高梨智、清野史康、米山謙委員の6人の元校長先生に審査をお願いしました。最終選考会では、最優秀2編、優秀5編、佳作42編が決定されました。この中から最優秀に選考された作品を掲載しました。

最優秀賞

「コンビニ」

県立七里ガ浜高等学校 一年

池田 結月

「いついっしょいませ」と、いつものように作り笑顔で老人を迎えた。私はコンビニでアルバイトをしているが、「コンビニもレジだって全部機械やロボットができるようになってしまえばいいのに」といつも思っていた。

あの日、老人と私が出会ったときから私の心は大きく変わった。その老人はシルバーカーを震えた手と足で精いっぱい押していた。コンビニにこんな老人が買物に来るとは思いもしなかった。老人は私のところへ会計をしに来たが、小銭さえうまく数えられないほどだった。私はつい、一緒に小銭を数えた。

「ありがとう」その言葉で、なぜあんなに心が温かくなったのだろう。一人では荷物をシルバーカーに載せられそうになかったため、私はすぐさま力ウンターから飛び出して手伝った。老人は私に「飲み物だけはここに入れておくれ」とシルバーカーのポケットを指差しながら言った。「ありがとうございます。またお越しくださいませ」この言葉を心からの笑顔で言えたのはこれが初めてだった。その日から老人はよく私のレジへ会計に来るようになった。笑顔で「ありがとう」と言ってくれる老人は、まるで何もなかった目の前に、パッと花が咲いたようだった。飲み物をポケットに入れるのが、私にとっては自分しかできないことをやっているかのように、楽しくて達成感があった。

日本では今、年間死者数約百二十五万人のうち、孤独死は約三万人といわれている。それは割合でいうと、約四十人に一人が誰にも知られることなく死んでいくということだ。その原因として「誰とも話さない」ことが大きく取り上げられている。私たちのおばあちゃんやおじいちゃんやの世代で誰とも話さず孤独死する人がいると思うととても辛い。日本の伝統や健康のあり方、昔話などを伝えてきてくれた人たちに恩返しをするならば、私はコミュニケーションを大事にすることだと思う。「コンビニだって全部機械やロボットが仕事をすればいい」と以前は思っていた。しかし、若い世代にしかできない、いや、私にできることがあると、あの老人のおかげで今は思える。老人にとってただ買物をしてコンビニに行く日常に、私が少しでも笑顔あげることができればいい。それは機械ではなく、人間が私自身が、するべき意味があると思う。今という時代、コンビニは便利であらゆる所にある。そのありふれた日常の中で、私は誰かに笑顔を届け、誰かの生きる喜びに少しでもなれる人になりたい。

最優秀賞

「人参って綺麗ね」

県立新城高等学校 一年

鈴木 こころ

私が中学一年生の冬に、祖母は白内障と診断された。白内障とは、外から光を集めてピントを合わせる働きを担う水晶体が白く濁ってしまい、視力が低下する病気である。祖母は自分の視界に霧がかかり見えにくくなっていくことを隠していたため、発見が遅くなってしまった。さらに手術のための検査では糖尿病が判明し、手術自体できるかどうか危うい状況だった。

手術を受けるためには糖尿病の数値を低くしなければならぬ。母は多くの専門書を読んで血糖値を下げる食材を覚え、減塩を徹底し、食生活を改善しようと懸命に取り組んだ。また、散歩に多く誘ったり、遠回りをして買物に行ったりと、一緒に身体を動かそうとしていた。私も、祖母が風呂に入る時、いつでも支えられるよう一緒に入るなど、祖母の闘病をサポートした。そんな家族の努力もあり、祖母は手術を受け、無事目がしっかりと見えるようになった。

「人参って綺麗ね」は、手術の数日後、夕食のための買物に行ったら祖母の言葉である。久しぶりにすっきりとした視界で世界を見た祖母は、とても晴れやかで幸せそうな笑みを浮かべていた。私はその時初めて、祖母が久しぶりに笑ったことに気がついた。その後、食卓には人参サラダが多く並んだ。食べるたびに綻ぶ祖母の笑顔を見て、嬉しくなったと同時に、楽しさや喜びは健康の上になり立っているのだと強く感じた。

今でも祖母は定期的に通院している。目薬で瞳孔を開いて診察するため、五、六時間は眩しく、帰宅するのが難しい。今までの祖母だったら、「大丈夫」と自力で歩こうとしたかもしれないが、白内障の治療を経て家族を頼るようになり、母とゆつくり川沿いを散歩しながら家に帰ってくる。母は祖母の手術が成功するまで不安で眠れない日が続いた。カフェで買ったコーヒーを手に、祖母が母の腕を掴んで笑いあっていた。歩いていくのを見ると、胸が温かくなる。桜の咲く季節には、母、姉、祖母と一緒に四人で桜を見に出かけた。「桜の色が去年よりも濃く見えるわ」と丸く膨らんで咲いた花を見上げる祖母の横顔を見て、私たちは嬉しくなった。白内障は誰でもなる可能性がある。治しやすく、手遅れになることは少ないと言われるが、患った本人の不安は大きいだろう。その家族も不安な気持ちは本人とそう変わらない。

誰かの身体の健康は、その人の心の健康に繋がり、そしてまた誰かの身体、心の健康をもたらずのだと思う。身体だけでなく心も健康な状態であったこそ、はじめて「健康」と言える。人参の橙色はそれを教えてくれたのだ。私はこのことを祖母の笑顔と共にこの先も忘れることはない。